

# 令和6年度山形県流域下水道管路台帳電子化業務委託 公募要領

## 1 目的

この要領は、山形県流域下水道管路台帳電子化業務の委託契約について、公募型プロポーザル方式による企画提案の募集に必要な事項を定めるものとする。

## 2 委託業務に関する事項

### (1) 業務の名称

山形県流域下水道管路台帳電子化業務委託

### (2) 業務の目的

下水道事業が抱える「専門職員の不足」、「老朽化施設の増加」、人口減少に伴う「使用料収入の減少」などの課題に対応して下水道を持続させるため、下水道D Xの推進による業務の効率化・高度化が必要になっている。

現在、県が管理している流域下水道管路施設は、紙媒体による台帳で管理されている。本業務は、日常業務の効率化、施設管理の高度化を図るため、地理情報システム(G I S)を基盤としたデータベースシステムを活用して、下水道施設を管理するために必要となる管渠等の施設情報や維持管理情報などのデジタル化を行うものである。

### (3) 業務の内容

#### ①既存資料の収集

県が管理する流域下水道全処理区の管路台帳、データベースを収集・確認する。

#### ②データ整備

既存管路台帳(冊子、PDF)や点検・調査結果等をシステムで管理できるようにデータの作成・整備を行う。

#### ③データ登録

整備したデータを施設に関連付けて登録する。

#### ④システム動作確認

システム機能、レイヤ構成、データ搭載内容、各種設定の妥当性を確認する動作検証を行い、問題がないことを確認する。

#### ⑤操作研修

システムの操作マニュアルを作成する。また、職員向けの操作説明会を2回行う。

#### ⑥報告書作成

本業務で実施した内容を報告書として取りまとめる。

#### ⑦打合せ協議

業務着手時、中間打合せ(3回)、納品時を想定している。

### (4) 業務の期間 契約の日から令和7年9月30日まで

### (5) 提案上限額 30,800千円(消費税及び地方消費税を含む。)

### 3 応募に関する事項

次の各号に掲げるすべての要件を満たすことを条件とする。

- (1) 山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号。以下「規則」という。）第 125 条第 5 項の競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者（建設コンサルタント業務の「下水道」の登録を受けているものに限る。）であること。
- (2) 山形県内に主たる営業所または営業所があること。
- (3) 上下水道部門（「下水道」）に係る資格を有する技術士又はこれと同等の能力を有する者（建設コンサルタント登録規程第 3 条第 1 号ロに該当する者）2 名以上を名簿に登録していること。
- (4) 過去 10 年以内に本業務と同種業務（水道又は下水道の管路台帳電子化業務等）を都道府県又は市町村から受託した実績があること。
- (5) 山形県から受注して令和 5 年度に完了した土木関係コンサルタント業務に関する成績評定点について、60 点未満のものがないこと。
- (6) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 暴力団排除条項の次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
  - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと（更生又は再生手続開始の決定を受けた場合を除く。）。

### 4 企画提案に対する評価基準等

- (1) 評価は、山形県が設置する「山形県流域下水道管路台帳電子化業務委託に係る公募型プロポーザル方式による企画提案選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において企画提案書を評価する。その際、提案者によるプレゼンテーションを行うものとする。
- (2) 評価は以下の評価項目により行う。なお、評価項目毎の配点及び評価の着目点については、別表「企画提案評価基準」を確認すること。

- ①業務の実施方針・実施フロー・工程表
- ②特定テーマ

## 5 企画提案書等に関する事項

### (1) 企画提案参加申込書の提出

当公募への参加を希望する者は、期限まで下記のとおり提出すること。

#### ①提出書類

企画提案参加申込書（様式1）

#### ②提出方法

- ・持参の場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）に「6 提出先及び問合わせ先」に持参すること。
- ・郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法に限り、提出期限必着とする。

#### ③提出期限 令和6年9月6日（金）午後5時まで

#### ④公募参加資格要件の審査及び通知

企画提案参加申込書を受理した際は、参加資格の審査結果（適合又は不適合）を令和6年9月13日（金）までに文書により通知する。

参加資格について、不適合の通知を受けた者は、当公募へ参加することができない。なお、不適合の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して5日以内に、書面により参加資格がないと判断された理由について説明を求めることができる。

### (2) 企画提案書の提出

前項の審査の結果、適合の通知を受けた者は、以下のとおり企画提案書等の提出書類を期限までに提出することができる。

#### ①提出書類

ア 企画提案書（様式2）

イ 見積書（本業務の見積算出根拠）

ウ 上記ア、イに係る電子媒体（ウィルスチェック済みのCD-ROM、DVD-ROM等）

※文書ファイル形式はMicrosoft\_Office形式とし、全てpdf形式に変換したデータも提出すること。

#### ②提出部数 ア～ウ 各1部

#### ③提出方法 上記（1）に同じ

#### ④提出期限 令和6年9月27日（金）午後5時まで

### (3) 企画提案書の記載内容

以下の項目について記載するものとする。

①業務の実施方針、実施フロー、工程表

②特定テーマ

<テーマ1>

システム導入費、システム運用経費（毎年実施する点検調査結果の取込みやデータ

更新を含む) 及び将来経費を抑えるためのシステムの特徴

※令和7年度から令和13年度まで(ただし、令和7年度は令和7年10月1日から令和8年3月31日まで)の年度毎の運用に係る費用(更新、保守費用、使用料などシステム導入後に掛かる全ての経費)の見込み額「費用積算書」を提出すること。

※バージョンアップ等の持続性の提案を含めること。

※将来の経費低減に結び付く機能の提案を含めること(3項目まで)

<テーマ2>

点検調査結果や工事の竣工情報などの入出力作業について作業の効率化・省力化を図るためのシステムの特徴、及び現場での操作性や情報表示の特徴。

※主な特徴・事例を3項目までとする。

※現場での操作性の特徴を含めること。

#### (その他)

・提案は全て企画提案書(様式2)に記載すること。

・A4判片面印刷(多色仕上げ可)10枚までとし、本文で使用する文字のフォントサイズは11ポイント以上(図表、注釈等を除く。)とする。なお、説明上やむを得ない場合、A3判も可とするが、この場合、該当用紙は折り込み、A4判にして綴りこむこと。A3判1枚はA4判2枚として換算する。また、費用積算書も枚数に含める。

#### (4) 企画提案書のプレゼンテーション

①プレゼンテーションの内容は企画提案書に基づき、特に重視する点や強調する点について、デモンストレーションを交えて説明を行うこと。プレゼンテーション時における追加資料の配布等は不可とする。

②プレゼンテーションは、本業務に従事する予定の者が説明及び質疑に対する回答を行うこと。

## 6 提出先及び問合せ先

山形県県土整備部下水道課 流域下水道整備担当

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話 023-630-2757 FAX 023-624-4755

Mail: ygesuido[at]pref.yamagata.jp (送信時に[at]は@に置き換えてください。)

## 7 企画提案書等に関する質問

### (1) 質問方法

企画提案書の作成に係る質問等は、質問書(様式3)を作成し、原則電子メールにて行うものとし、件名を「【質問】山形県流域下水道管路台帳電子化業務委託」として、「6 提出先及び問合せ先」まで提出すること。(この場合、質問を提出したことを「6 提出先及び問合せ先」に電話連絡すること。電話連絡がない場合は、回答できない場合がある。)

### (2) 質問期限

令和6年9月20日(金)午後5時まで

### (3) 質問等への回答

質問等への回答は、電子メールにより応募があった全者に対して行うものとする。

## 8 失格事由

次のいずれかに該当するとき、その者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に提出書類を提出しないとき。
- (3) 提案に関して談合などの不正行為、参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。
- (4) 提案者が他者の提案の代理をしたとき。
- (5) 選定委員会の委員又は担当部局職員に対して、直接又は間接的に本公募に関して援助を求めたとき。

## 9 最優秀提案者の決定方法

- (1) 選定委員会における評価により、選定委員の評価点の合算が最高点の者を、最優秀提案者として選定する。また、必要に応じ次点者を選定する。
- (2) 提案者が1者のみの場合も、選定委員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。
- (3) プレゼンテーションの日時・実施方法等については、各参加者に対し別途書面にて通知する。
- (4) 提案者がいない場合は、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて公募を行うこととする。

## 10 契約手続き

- (1) 評価結果に基づき、最優秀提案者と業務委託契約の締結に係る手続きを行う。
- (2) 提案書に記載され、評価した項目については、原則として契約時の仕様書に反映するものとし、詳細については県との協議により決定する。この場合、内容や金額等について変更が生じる場合がある。
- (3) 最優秀提案者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、又は最優秀提案者が応募に関する事項の失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、契約手続きは行わない。この場合、次点者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行うことがある。
- (4) 契約にあたっては、別途契約書を取り交わすこととする。
- (5) 委託業務に係る契約手続き等は、「6 提出先及び問合せ先」に定める担当にて行う。

## 11 全体スケジュール

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| (1) 企画提案募集開始  | 令和6年 8月 28日 (水) |
| (2) 参加申込書提出期限 | 令和6年 9月 6日 (金)  |

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| (3) 参加資格審査結果通知期限  | 令和6年 9月 13日 (金)   |
| (4) 質問受付期限        | 令和6年 9月 20日 (金)   |
| (5) 企画提案提出期限      | 令和6年 9月 27日 (金)   |
| (6) 企画提案プレゼンテーション | 令和6年 10月上旬 (別途通知) |
| (7) 評価結果通知        | 令和6年 10月中旬 (別途通知) |
| (8) 見積り合わせ        | 令和6年 10月下旬        |
| (9) 契約予定日         | 令和6年 11月上旬        |

## 12 その他

- (1) 提出書類の作成・提出に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書については返却しない。
- (3) 企画提案参加申込書又は企画提案書の提出後、当公募への参加を辞退する場合は、書面により速やかに担当へ通知すること。
- (4) 翌年度への繰越承認が得られない場合は、この公募は効力を有しない。